

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8年 9月 30日
(北海道鹿追町)

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
ウィンナーソーセージ (マッシュルーム入)	79.9	○				北海道鹿追町	783	783
ウィンナーソーセージ (チーズ入)	79.9	○				北海道鹿追町	783	783
ウィンナーソーセージ (行者ニンニク入)	81.6	○				北海道鹿追町	783	783
パストラミボーク (スライス)	80.0	○				北海道鹿追町	540	540
ピアシンケン	80.0	○				北海道鹿追町	1,215	1,215
ベーコン (スライス)	79.9	○				北海道鹿追町	702	702
ベーコン (ブロック)	80.0	○				北海道鹿追町	6,750	6,750
ボークソーセージ	79.9	○				北海道鹿追町	729	729
ボンレスハム (スライス)	76.3	○				北海道鹿追町	498	498
リオナソーセージ (スライス)	76.3	○				北海道鹿追町	498	498
リオナソーセージ (マッシュルーム入)	80.0	○				北海道鹿追町	1,215	1,215
ぐるぐるソーセージ	79.8	○				北海道鹿追町	500	500
スモークチキン	75.0	○				北海道鹿追町	4,000	4,000
フランクフルト	75.0	○				北海道鹿追町	2,500	2,500
鹿肉ソーセージ	79.9	○				北海道鹿追町	729	729
豚バラ (しゃぶしゃぶ用)	79.9	○				北海道鹿追町	891	891
豚バラ肉 (豚井用)	79.9	○				北海道鹿追町	891	891
豚肩ロース (しゃぶしゃぶ用)	79.9	○				北海道鹿追町	891	891
豚肩ロース (豚井用)	79.9	○				北海道鹿追町	891	891
海鼠そば丼	95.9	○				北海道鹿追町	3,000	3,000
牧場のとろふわ贅沢ティラミス	68.5	○				北海道鹿追町	3,240	3,240
牧場のとろける贅沢イチゴミルク	55.8	○				北海道鹿追町	2,800	2,800
乾燥焙煎十勝ごぼう	91.0	○				北海道鹿追町	4,200	4,200
極太切り干し大根	79.4	○				北海道鹿追町	4,200	4,200
バーチカップ	80.2	○				北海道鹿追町	7,500	7,500
生ずわいがにポーション	53.1	○				北海道鹿追町	4,270	4,270
(1213)とかち産ライ麦全粒粉ブレンド・バンドカンバーニュセット	63.8	○				北海道鹿追町	3,600	3,600
(1214)とかち有機JAS認定「焙煎ふすま」を使った山食パン	72.5	○				北海道鹿追町	3,600	3,600
(1216)とかち産「焙煎ふすま」のとかち有機ふすまカンバーニュセット	70.8	○				北海道鹿追町	3,600	3,600
えぞ鹿肉セット	59.6	○				北海道鹿追町	7,900	7,900
トリオでジנגイスカンセット	64.3	○				北海道鹿追町	7,900	7,900
手作りクッキー よろこびセット	75.0	○				北海道鹿追町	3,000	3,000
畜産加工品セット	63.1	○				北海道鹿追町	5,100	5,100
肉の大雪焼肉セット	60.3	○				北海道鹿追町	5,100	5,100
牛タンスライス	64.7	○				北海道鹿追町	5,100	5,100

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) / A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。